

公共無線システム委員会 技術的条件作業班  
既存放送業務との検討アドホックグループ 運営方針

「公共無線システム委員会」（諮問第 2028 号）に関する調査のうち技術的条件についての調査について、技術的条件作業班が調査のために必要とする情報を収集し、放送関係の無線局との共用条件についての調査を促進させるために「既存放送業務との検討アドホックグループ」を設置することとする。

1 アドホックグループにおける調査事項

- (1) 公共ブロードバンド移動通信システムと放送関係の無線局との干渉検討
- (2) その他

2 アドホックグループの運営等

- (1) アドホックグループの会議は、リーダーが招集する。
- (2) アドホックグループにサブリーダーを置くことができ、リーダーが指名する者がこれに当たる。
- (3) サブリーダーは、リーダー不在のとき、その職務を代行する。
- (4) リーダーは、アドホック会合の調査及び議事を掌握する。
- (5) リーダーは、会議を招集するときは、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (6) 特に迅速な審議を必要とする場合であって、会議の招集が困難な場合、リーダーは電子メールによる審議を行い、これを会議に代えることができる。
- (7) リーダーは、必要があるときは、会議に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- (8) アドホックグループにおいて調査された事項については、リーダーが取りまとめ、これを作業班に報告する。
- (9) その他、アドホックグループの運営については、リーダーが定めるところによる。

3 会議の公開

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
- (2) その他、リーダーが非公開とすることを必要と認めた場合

4 事務局

アドホックグループの事務局は、総合通信基盤局電波部基幹通信課が行う。